

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）

（傍線部は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 六十六 (略)</p> <p><u>六十七 設備規則第四十五条の三の三の三においてその無線設備の条件が定められている携帯用位置指示無線標識</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p> | <p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 から六十六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p> |

| | | | | | | |
|-------------|-----------------------|-----------------------|--|--|--|------|
| 置装信受 | 送信速度 | 低周波発振器 プ オシロスコー | | | | ○ |
| | (略) | (略) | | | | |
| | 送信時間 | 低周波発振器 プ オシロスコー | | | | 23注○ |
| | (略) | (略) | | | | |
| | 送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間 | オシロスコー プ又はスペクトル分析器 | | | | ○ |
| (略) | (略) | | | | | |
| 変調衝撃係数 | 低周波発振器 プ オシロスコー | | | | | 24注○ |
| は周波数偏位又は変調度 | | | | | | |

注 1 ～ 22 (略)

23 設備規則第四十五条の三の三の三に規定する無線設備のうち、G-B電波を使用するものに限る。

24 設備規則第四十五条の三の三の三に規定する無線設備のうち、A三X電波を使用するものに限る。

| | | | | | | |
|-------------|-----------------------|-----------------------|--|--|--|--|
| 置装信受 | 送信速度 | 低周波発振器 プ オシロスコー | | | | |
| | (略) | (略) | | | | |
| | 送信時間 | 低周波発振器 プ オシロスコー | | | | |
| | (略) | (略) | | | | |
| | 送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間 | オシロスコー プ又はスペクトル分析器 | | | | |
| は周波数偏位又は変調度 | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | |
| 変調衝撃係数 | 低周波発振器 プ オシロスコー | | | | | |
| は周波数偏位又は変調度 | | | | | | |

注 1 ～ 22 (略)

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計
認証番号を付加したものとする。

（図略）

注1～3 （略）

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める
登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目
及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりと
し、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

| 特定無線設備の種別 | 記号 |
|--------------------|-----|
| （略） | （略） |
| （略） | （略） |
| 第2条第1項第67号に掲げる無線設備 | II |

5 （略）

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計
認証番号を付加したものとする。

（図略）

注1～3 （略）

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める
登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目
及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりと
し、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

| 特定無線設備の種別 | 記号 |
|--------------------|-----|
| （略） | （略） |
| 第2条第1項第66号に掲げる無線設備 | ES |

5 （略）

電 記

この無線設備は、第2条第1項第67号に掲げる無線設備である。